

消防局長が火災が発生するおそれが大であると認める区域を指定する件

令和 8 年 2 月 27 日

消防局告示第 4 号

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例(昭和 51 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 17 号) 第 29 条第 1 項第 5 号の規定に基づく火災が発生するおそれが大であるとして消防局長が認める区域を次のように定める。

森林法第 5 条の規定により鳥取県知事が作成する地域森林計画、同法第 7 条の 2 の規定により鳥取森林管理署が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。